

学校再開時の対応について【5月13日現在】

1. 基本的な考え方と今後の見通し

- ① 5月14日(木)から学校を完全に再開します。
- ② 給食は14日(木)から再開されます。
- ③ 1学期を8月7日(金)までとし(給食は7日も実施)、8月25日(火)に2学期始業式を実施することとします。

2. 中止する行事等について

- ① 1学期予定の授業参観及びPTA総会は中止します。
- ② 6月14日予定の「鳥栖市教育の日」は中止します。

3. 延期する行事等について

- ① 各種健康診断(眼科検診や耳鼻科健診など)及び体育大会は、延期とします。実施期日が決定しましたらご連絡します。

4. 学校再開後の取組について

(1) 衛生管理について

- ① ご家庭で登校前の検温をお願いします。
- ② 必ず、マスクを着用させて登校させてください。
- ③ 学校では、石けんによる手洗いを指導します。
(ハンカチを必ず持参させてください。)
- ④ 廊下側の窓やドアは、開放し換気を徹底します。エアコンも適宜使用します。
- ⑤ 外側の窓は、授業に支障がない限り開放します。
- ⑥ 給食前には石けんによる手洗いとアルコール消毒を指導します。

※ 職員による衛生管理

- ・ 給食台、トイレのドアノブ、スイッチなど多数の生徒が触れる場所については、教職員が休み時間、掃除の時間、放課後等の時間を利用して消毒します。

(2) 学習について

- ① 授業中もマスク着用とします。
- ② 石けんによる手洗いや咳エチケットについて時間を設けて指導します。
- ③ 前年度未履修の内容は、5月22日までの期間で集中的に対応します。
- ④ 未履修が解消されたら、4月からの内容について授業を行います。
- ⑤ 1学期は、可能な限り知識・技能に重点を置き学習内容の消化に努めます。
- ⑥ 体育の授業は、生徒の接触を避けることができる内容を実施します。
※プールでの学習については、市で要検討中です。
- ⑦ 学び合い学習などグループでの学習は避け、学級全体での学びの共有化に留めます。
- ⑧ 学級活動や道徳の授業等を利用して、感染者等に対する差別や偏見の防止について取り扱います。

(3) 部活動について

- ① 学校再開となる5月14日から条件付きで再開します。
 - ・ 体育の授業同様、かかり稽古や乱取りのような生徒間の接触を伴う練習は避けます。
 - ・ 更衣については、教室などを活用し「3密」を避けます。
- ② 5月31日(日)までは、対外試合は行いません。
- ③ 生徒の体調管理を十分に行い、原則マスクを着用した活動内容とします。
(熱中症防止や生徒の体調管理を踏まえ、マスクの着用について対応していきます。)
- ④ 活動前と活動後の石けんによる手洗いを指導します。
- ⑤ 手洗い場については、石けんを備え付けます。
- ⑥ 体育館入り口及び昇降口に石けんや消毒液を配置します。
- ⑦ 感染防止のため部活動の参加を控えてもかまいません。その際は、顧問まで連絡してください。

(4) 心のケアについて

- ① 学級担任や養護教諭を中心とし、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して生徒の心身の健康状態の把握に努めます。
- ② 生徒の状況把握にあたっては、保護者との連携に努めます。

(5) 欠席の取り扱いについて

- ① 風邪症状や感染防止のため登校を控える生徒については、欠席扱いとせず「出席停止」とします。
- ② ①の生徒には、課題の提供や授業の記録等を、定期的に連絡・配布します。

5. 給食の実施について

- ① 給食準備前の手洗い、手指消毒を指導します。
- ② 咳エチケットに対応するため、給食前にハンカチを机の上に置くように指導します。
- ③ グループで机を向き合わせるような飲食の形式は避け、私語を慎み、静かに飲食するように指導します。

6. その他

- ① 感染者が確認された場合は、鳥栖市教育委員会の指示の下、臨時休業などの措置をとります。その際は、速やかに、保護者の皆様にご連絡いたします。
- ② 生徒及び教職員、来校者の全ての方にマスクの着用をお願いします。市販マスクが手に入らないご家庭は「手作りマスク」を作成してください。文部科学省のHPやYouTube等での紹介があります。
- ③ 図書室や保健室など多くの生徒が利用する教室や職員室、事務室も、感染拡大防止に向けた対応を行います。